

令和 8 (2026) 年度労働環境等調査業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が実施する労働環境等調査についての基本的な仕様を定めたものであり、以下、栃木県を甲とし、受託業者を乙としてその内容を記載する。

本仕様に伴う委託契約は、データ入力、未回答企業への催促、疑義照会、集計等の委託であり、本仕様書に定める提出物等の提出後の利用に係る一切の権利は甲に所属する。

なお、乙は、本調査の実施に際して得られたデータ等の全てを破棄・処分しなければならない。

1 業務名

令和 8 (2026) 年度労働環境等調査業務

2 調査の目的

人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展、労働者の価値観やライフスタイルの多様化に加え、仕事と家庭の両立に向けた働き方改革の実現や女性活躍の推進などが求められており、近年、労働者の働く環境は急激に変化している。

このため、県内の事業所等に雇用される労働者の労働環境及び労働条件等の実態を明らかにし、今後の労働行政を推進する上での基礎資料とするとともに、企業における労働環境及び労働条件等の改善並びに労使関係の安定に資することを目的とする。

3 調査内容

- 1 事業所の現況
- 2 事業所の労働者数
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組状況 6 問
- 4 育児のための両立支援制度の取組状況 3 問
- 5 介護のための両立支援制度の取組状況 3 問
- 6 男女雇用機会均等について 7 問
- 7 テレワークの実施状況 5 問
- 8 ハラスメント防止措置の状況 4 問
- 9 同一労働同一賃金の対応状況 2 問
- 10 リスキリングの取組状況 4 問
- 11 自由意見

4 委託期間

令和 8 (2026) 年 9 月 15 日から令和 9 (2027) 年 1 月 29 日まで

5 調査概要

(1) 調査対象地域

栃木県全域

(2) 調査対象及び標本数

日本標準産業分類（令和 5 年 7 月改訂）に基づく 13 の大産業分類（①建設業、②製造業、③情報通信業、④運輸業、郵便業、⑤卸売業、小売業、⑥金融業、保険業、⑦不動産業、物品賃貸業、⑧学術研究、専門・技術サービス業、⑨宿泊業、飲食サービス業、⑩生活関連サービス業、娯楽業、⑪教育、学習支援業、⑫医療、福祉、⑬サービス業（他に分類されないもの））に属する常用労働者 10 名以上の県内の 2,000 民営事業所

(3) 調査方法

郵送法（回答方式は、郵送・FAX 回答又はインターネット回答の選択式）

(4) 調査時期

10 月 1 日～同月 23 日（基準日：9 月 30 日）

(1) 調査実施

① 甲は、調査票の作成、発送及び回収を行い、回収した調査票を乙へ提供する。

② 乙は、甲から提供を受けた調査票に基づき、基礎データ表に 1,000 件まで入力作業を行う。各設問の選択肢に「その他」を用意したものについては、その内容も記録する。

③ 乙は、未回答の企業 1,300 社に対し電話にて催促を行い、結果を記録すること。

④ 乙は、200 社分のエラー回答の問合せ等の疑義照会を行い、結果を記録すること。

(2) 基礎データ表等の提出

① 基礎データ表のフォーマットの作成は甲が行い、乙へ提供する。

③ 催促電話及び疑義照会を実施した記録を(2)-②と同様の形式で保存した記録メディアを1組提出する。

①提出物

- ・基礎データ表
- ・催促電話結果の記録データ
- ・疑義照会結果の記録データ

基礎データ表等の提出期限は令和 9 (2027) 年 1 月 22 日 (金) とする。

現時点で想定しているスケジュールは以下の通り。

1/22

8 個人情報の保護及び調査データ等の機密保持

- (1) 乙は、事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。
- (2) 乙は、本調査により得られたデータ等の破棄・処分を行うに当たっては、責任者等の立会いのもと細心の注意をもって実施するとともに、終了後、その旨を遅滞なく文書をもって甲に報告するものとする。

9 その他

- (1) 乙は、本調査の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うものとする。
- (2) 甲は、乙に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を命じ、又は契約の解除等をなすことができるものとする。

3 仕事と生活の調和【ワーク・ライフ・バランス】について

(1) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について、該当する番号を1つ選び○を付けてください。

1	言葉も内容も知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らない
3	言葉も内容も知らない

(2) 9月給与締め日前の1週間のうちで、週労働時間が40時間以上の労働者は何名いたか、正社員・非正規社員それぞれ数字を記入してください。

また、そのうち週労働時間60時間以上の労働者がいるかについて、該当する番号に○を付け、いる場合にはその人数もご記入ください。

	週労働時間40時間以上の労働者数	週労働時間60時間以上の労働者がいるかどうか		週労働時間60時間以上の労働者数 (60時間以上の労働者がいる場合のみ回答)
正社員		1	いる →	人
		2	いない	
非正規社員		1	いる →	人
		2	いない	

(3) 労働時間等の見直しのためにどのような取組を行っていますか。該当する番号に○を付けてください。(複数回答可)

1	実労働時間の把握
2	年次休暇の取得促進
3	ノー残業デー、ノー残業ウィークの導入
4	長時間労働者への注意、助言
5	「フレックスタイム制」の導入
6	テレワークの導入
7	専門家による健康問題やメンタルヘルスなどに関する相談サービス
8	仕事の役割・分担の見直し
9	労働者・使用者間の話合いの機会を設けている
10	その他(具体的に記入してください)
11	特に実施していない

10を選択した場合	具体的に
-----------	------

(4) 年次有給休暇制度について就業規則に規定されていますか。また、利用状況はどうですか。該当する番号に○を付け、令和7(2025)年(暦年、会計年度いずれか)における実績を、小数点第2位は四捨五入のうえ、正社員・非正規社員それぞれご記入ください。

【正社員】	規定の有無		令和7(2025)年実績	
	1	ある	一人当たり平均付与日数 (繰越分を除く)	一人当たり平均取得日数 (繰越分を含む)
	2	ない	日	日
【非正社員】	規定の有無		令和7(2025)年実績	
	1	ある	一人当たり平均付与日数 (繰越分を除く)	一人当たり平均取得日数 (繰越分を含む)
	2	ない	日	日

(5) 年次有給休暇以外の**特別な休暇制度**について、どのような制度がありますか。該当する番号を選び○を付けてください。(複数回答可)
※子の看護休暇、介護休暇及び夏季休暇は除いてください。

1	ボランティア休暇(地域活動・災害時の支援など)	8	記念日休暇(結婚記念日など)
2	学校行事休暇(授業参観、PTA活動など)	9	妊婦健診休暇(保健指導、健康診査など)
3	リフレッシュ休暇(永年勤続、仕事の節目、慰労など)	10	不妊治療のための休暇
4	自己啓発休暇(社員のスキルアップなど)	11	犯罪被害者のための休暇
5	ドナー休暇(骨髄移植など)	12	生理に関する休暇
6	裁判員休暇(裁判員に選出されたときなど)	13	その他(具体的に記入してください)
7	病気休暇(私傷病治療のため)	14	設けていない

13を選択した場合	具体的に
-----------	------

(6) **心の健康対策(メンタルヘルスケア)**の取組について、該当する番号を選び○を付けてください。(複数回答可)

1	THP(注)による心の健康づくりの実施	6	人事労務担当者、健康管理担当者に対する研修
2	相談(カウンセリング)の実施	7	社内報・パンフレット等による啓発
3	心の健康に関する調査の実施	8	スポーツ、レクリエーションの実施
4	定期健康診断における問診	9	その他(具体的に記入してください)
5	講習会等による集団研修	10	特に実施していない

9を選択した場合	具体的に
----------	------

(注)「THP」とは、厚生労働省が働く人の「心とからだの健康づくり」をスローガンに進めている健康保持増進措置のことです。

4 育児のための両立支援制度について

(1) 就業規則に**育児休業制度**が規定されていますか。また、利用状況はどうか。

該当する番号に○を付け、令和7(2025)年(暦年、会計年度いずれか)における男女別の実績をご記入ください。

規定の有無			
1	ある	2	ない

令和 7 (2025)年利用状況

	令和7年(暦年・会計年度いずれか)に 利用対象となった人数 (男性:配偶者が出産した従業員数 女性:本人が出産した従業員数)	実際に 利用した人 数	取得日数 ※育児休業を複数回に分割、または期間を延長し取得した場合は、取得日数を通算してください。						
			2週間未満	2週間～ 1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 12か月未満	12か月～ 14か月未満	14か月以上
男性	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(2) 法で定める育児休業制度の**他に育児に関する支援制度を定めている場合**、どのような制度がありますか。

該当する番号を選び○を付けてください。(複数回答可)

1	短時間勤務制度	7	転勤・配置転換の際の配慮
2	フレックスタイム制度	8	配偶者の出産休暇制度
3	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	9	子の看護休暇制度
4	育児に要する経費の援助措置	10	事業所内保育施設の設置・運営
5	再雇用制度	11	育児休業中の社員に対する賃金・手当等の支給(公的給付を除く)
6	所定外労働の制限	12	その他(具体的に記入してください)
		13	制度はない

12を選択した場合	具体的に
-----------	------

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

別記2

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に係る栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。
2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。
3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。
2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

(技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) アクセス制御
(2) アクセス者の識別と認証
(3) 外部からの不正アクセス等の防止
(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
- (2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - (1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
 - (2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
 - (4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報
- 3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

- 第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。
- 2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
 - 3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。
 - (1) 法令に基づき提供が求められた場合
 - (2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合
 - 4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、あらかじめ（やむを得ない場合にあつては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

- 第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。
 - 3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第 12 条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第 19 条 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第 20 条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。